

K E M P O S での韓国特許出願入力の手引き

K E M P O S での、韓国特許出願の手続きについて説明します。

- ・韓国は1946年に特許法を創設しています。
- ・1980年にパリ条約に加盟しています。
- ・1984年8月10日からPCTによる国際出願を受理するようになっています。
- ・特許法は創設されてから、たびたび改正されています。
- ・最新の特許法は2006年3月3日から施行されているものが基礎になっています。
改正内容は以下のとおりです。
 - 2006年3月3日施行内容
 - ・先願主義の内容の改正
 - ・新規性喪失の例外
 - ・PCT 国際出願翻訳文提出期限
 - ・期限が土曜日となる手続の最終期日が次の就業日（月曜日）まで延長される。
 - 2006年10月1日施行内容
 - ・新規性の要件
 - 2007年7月1日発行改正法
 - ・異議申立制度の廃止
 - 2009年7月1日発効改正法
 - ・補正制限範囲の緩和
最後の拒絶理由通知に対する補正において「特許請求の範囲を実質的に変更しないこと」という要件が削除されたため、減縮補正が許容されるようになりました。
 - ・審査前置制度廃止及び再審査制度の導入
この改正は、2009年7月1日以降の出願から適用されます。それ以前の出願のものは審査前置制度が適用されます。
今後は、拒絶査定後、補正が必要な場合は30日以内に再審査請求を補正と同時に行えば、審査官により再審査が行われ、再拒絶あるいは登録決定となります。
再拒絶後の審判請求で補正はできません。
 - ・分割出願可能時期の拡大
従来、拒絶査定後に審判請求を行わないと分割出願できなかったものが、審判請求期間内であれば単独で分割出願できるようになりました。適用されるのは、2007年7月1日以降の出願を基礎とする分割出願です。
 - ・審査官による職権訂正制度の導入
特許査定にあたって、誤記等について審査官が職権で訂正できるようになりました。
 - ・拒絶決定不服審判の請求期間の延長の許容
これまで在外者に対してのみ認められてきた審判請求の期間延長が国内出願人に対しても認められるようになりました。30日。2009年1月30日以降審判請求可能な件からです。
 - ・特許料納付追徴金の納付金額変更
半年間の倍額納付が、期間により細分化されました。
 - ・韓国語がPCT 国際公開言語に採択されたことに伴う事項
韓国語で国際公開された時点から、補償金請求権が発生することになりました。
 - ・医薬品等の特許権存続期間の延長登録出願に関する補正可能時期の規定
査定まで補正が可能だったものが、拒絶理由応答期間内に縮小されました。

(1) 出願種別・使用手続・期限設定

- 1 . 出願種別
- 2 . 使用手続
- 3 . 期限設定

(2) 受任

受任

出願国の指定 (対応出願)

(3) 出願

- 1 . 通常出願
- 2 . 分割出願

(4) 審査経過 / 中間手続

- 1 . 出願公開
- 2 . 審査請求
- 3 . 最初の拒絶理由通知
- 4 . 最後の拒絶理由通知
- 5 . 期間延長
- 6 . 拒絶査定
- 7 . 再審査請求
- 8 . 不服審判
- 9 . 特許査定
- 10 . 料金納付
- 11 . 登録
- 12 . 無効審判受け

(1) 出願種別・使用手続・期限設定

1. 韓国特許の出願種別の設定。

出願種別 出願種別設定 部分一致

国分類 KR 法分類 特 Edit New Write IDS設定 一覧表示

種別ID 1611 Code P1 出願国 韓国 法分類 特
 並び順ID 1611 種別名 KR特許/登
 手続分類 外国特許2 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

維持年金 出願時納付 0 調整期間

存続期限区分 期限の短いも 存続期限A 出願(遡及) 20 最大年数
 満了日計算 存続期限B なし 0 延長期間 延長手続

年金納付期限 登録日 設定納付年 3 最終納付年
 年金起算区分 年金納付年 1 年金初行設定区分

更新登録期間 0 更新期限 0 0 使用証明期限起算 登録日
 更新起算調整 使用証明期限期間 初 0 次
 使用証明期間

出願種別 出願種別設定 部分一致

国分類 KR 法分類 特 Edit New Write IDS設定 一覧表示

種別ID 1611 Code P1 出願国 韓国 法分類 特
 並び順ID 1611 種別名 KR特許/登
 手続分類 外国特許2 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限 1 優先証明期限 なし 0 香港出願期限
 優先有効期限 PD翻訳期限 香港EP指定国
 香港登録申請期限

審査請求期限 出願(遡及) 5 到達期間加算 分割出願期限
 予備審査期限 なし 0 審請料返還期間 対応出願期限
 追完期限 なし 0 EESR応答期間
 出願翻訳期限 実施報告期限
 指定納付期限 審査請求延長期間
 アクセプタンス期限 0

2. 韓国特許の使用手続きの設定。

各国手続設定							使用可能手続の印刷		手続定義の追加と修正	
1611	KR	韓国								
Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 提出	IDS 変更/削除			
▶ KR	韓国	出願	出願(審)	出願(審査請求期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	出願	変更出願(審)	変更出願(審査請求期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	出願	分割出願(審)	分割出願(審査請求期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		出願	国際出願(各国)	国際出願(予備審査請求期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	出願	国内移行(審)	PCT出願の国内移行(審査請求期限の計)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		審査	国際公開	国際公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		審査	願番号通知	出願番号通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	審査	公開	公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	審査	納付(年数)	設定納付(納付年数入力あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	審査	登録(年金)	登録(存続期限・次回年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁から指令・通知	O.Action	オフィスアクション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	特許庁から指令・通知	O.Action	オフィスアクション	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁から指令・通知	庁通知	特許庁からの通知(応答不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁への応答・提出	優先証明	優先権証明書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁への応答・提出	翻訳提出	翻訳文の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁への応答・提出	追完提出	追完提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁への応答・提出	審査請求	審査請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	特許庁への応答・提出	再審査請求	再審査請求(TW特許/KR特許/IN特許)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁への応答・提出	対庁書類	特許庁へのその他の提出書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁への応答・提出	期間延長	期間延長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
KR	韓国	特許庁への応答・提出	期間延長	期間延長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		特許庁への応答・提出	変更手続	変更手続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

レコード: 1 / 65

3. 韓国特許の応答期限の設定。

手続期限設定											
応答期間設定											
		出願種別	1611			手続ID					
共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限		回答期限	
						国内	外国	国内	外国	国内	外国
▶	韓国	KR特許/査	拒絶査定	審判請求	手続日	30	30	0	0	0	0
	韓国	KR特許/査	期間延長	@EX1	応答期附	-1	-1	0	0	0	0
	韓国	KR特許/査	登録査定(設定納付期限の計算)	設定納付	手続日	-3	-3	0	0	0	0
	韓国	KR特許/査	オフィスアクション	Due Date	手続日	-2	-2	-4	-4	0	0

(2) 受任

受任は、通常は国内案件を外国へ出願する依頼を受けた場合に入力します。
外国出願の依頼を受けた時点ででの入力について説明します。

以下のような案件を想定して具体的な入力方法を説明します。
それ以外の出願人や受任日等も必須ですが、今回は省略します。

- ・ 受任番号：F2010
- ・ 優先権の基礎：P1000(出願日は 2006/01/10、出願番号は 2006-001122)
- ・ 出願予定国：US, EP, CN, KR

受任台帳: フォーム

完全一致 | 受任番号 | f2010 | Preview | Print | 内内 | 特 | 出願手続

Revival | Copy | Edit | All Entry | New | Write | Delete | 文書 | 請求書

受任番号 F2010 | 外国特許 | 管理者 | 担当弁理士 | 出願期限 2007年1月10日

153 | 自願 | JP | 特 | 内外 | 担当者 | 事務担当者

顧客Ref A01 | 代表出願人 共願人等 1 | 発明者 0 | Your Ref | 受任日 2012年1月24日

顧客名 アルプス電気株式会社 | 分担率% 0 | 識別番号

部署 | 顧客担当

件名 | 件数 0 | 見解報告 不明

受任経過 | 受任関連 | 包袋関連 | 対応出願 | 発明者 | 権利範囲

優先(条約) JP | 特 | 出願日 2006/01/10 | 整理番号 P1000 | 出願番号 2006-001122

書誌 | 出願 | その他 | 拡張1 | 拡張2

先願調査 不明 | 調査結果 不明

整理番号 | 出願参照

SubRef

優先日 2006/01/10 | 原出願日

出願期限 2007/01/10 | 移行期限

上記の「優先日」「出願期限」は、受任関連で、優先権の基礎出願を入力することで、自動計算されます。受任種別の設定で出願期限が「なし」以外で設定されている必要があります。

受任種別

部分一致 | 種別名 |

受任種別 外国特許

Edit | New | Write | Delete

種別ID 12 | 種別Ref

法分類 特許 | 種別名 外国特許

内外分類 内外

自他区分 自願

期限題名 出願期限

番号種別

出願期限 出願タブ+特

移行期限 なし

行	Code	管理項目	外注
1	21	英文原稿送付	<input type="checkbox"/>
2	22	英文原稿戻り	<input type="checkbox"/>
3	19	翻訳依頼	<input type="checkbox"/>
4	20	翻訳戻り	<input type="checkbox"/>

出願タブ+特
出願タブ+期限補
出願タブのみ
出願文出

基礎となる日本出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者	
								New	Delete
▶	優先(条約)	JP	特	出願日	2006/01/10				
	整理番号	P1000		出願番号	2006-001122				

- ・「受任関連」タブを開いて入力します。
- ・関連区分として「優先(条約)」をプルダウンで選択します。
- ・出願台帳に国内事件を入力している場合は、整理番号を入力。出願日・出願番号他をコピーしてきます。入力していない場合は、優先国・四法・出願日・出願番号を手動で入力します。
- ・最先の出願日を優先日として計算し、受任台帳上の「優先日」にセットします。
- ・優先日より1年後の日付を受任台帳上の「出願期限」にセットします。

対応出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者		権利範囲	
								New	Delete		
	行	出願種別	整理番号					出願ID			
▶	1	US特許/新	F2010-US								
	2	EP特許	F2010-EP								
	3	CN特許	F2010-CN								
	4	KR特許/登	F2010-KR								

- ・対応出願については、出願種別と整理番号を入力します。
- ・韓国出願は出願種別は「KR 特許/登」とします。
- ・パリルートの場合は、出願国を個別に指定します。ここでは米国・ヨーロッパ・中国・韓国の4カ国へ出願するものとします。「US 特許/新」「EP 特許」「CN 特許」「KR 特許/登」を入力します。
- ・出願 ID が空白の件は、出願に連結していないことを示します。
出願手続きを行い、出願台帳を作成しますと、そこで新規に作成した出願台帳の ID がこの出願 ID にセットされます。そこで出願 ID をダブルクリックすると、出願台帳が開きます。

出願手続終了後の状態

- ・ 出願完了の状態となります
完了区分には「出願移管」とセットされます。
完了日には、作業日(システム日付)がセットされます。
- ・ 対応出願は、連結済みとなります。
出願 ID に作成された出願台帳の ID がセットされます。上図の「848,849,850,851」。
出願 ID をダブルクリックすると作成された出願台帳が開きます。

作成された出願台帳

優先日

関連出願

基礎出願はそのままコピーされます。

対応出願の自分以外の出願は、ファミリー(外国出願)として追加されます。

(3) 出願

韓国特許の制度上の特徴は以下のとおりです。日本と似た制度になっています。

- ・電子出願システムが導入されており、電子出願が可能です。
- ・出願は韓国語のみ。外国語書面出願は認められていません。
- ・審査請求制度あり（出願日から5年）。
- ・国内優先出願制度あり。
- ・新規性喪失の例外あり。
- ・異議申立制度はなし。
出願公告制度があった時は、公告後異議の制度あり。
出願公告制度の廃止に伴い、登録後異議に変更。
2007年7月1日より、異議申立制度が廃止され無効審判に一本化された。
- ・実用新案制度あり。
2002年改正法で無審査登録になった。
2006/10/01改正法で審査主義に戻った。
- ・意匠登録制度あり。
1998年以降、実体審査を伴う出願手続と実体審査を行わない出願手続の2種類がある。

以下、出願手続から説明してゆきます。

出願グループには以下のようなものがあります。

自願	内内	特	手続追加
出願			
PCT出願の国内移行（審査請求期限の計算あり）			
国際出願（予備審査請求期限の計算なし）			
出願（審査請求期限の計算あり）			
分割出願（審査請求期限の計算あり）			
変更出願（審査請求期限の計算あり）			

1. 通常出願

ここでは、「出願(審査請求期限の計算あり)」を選択します。

出願と同時に、審査請求期限の計算・セットを行なうという意味です。

韓国特許における、審査請求期限は出願日から5年です。

- ・審査請求期限が計算されています。(出願日から5年)

期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量	任意期限
要約・関連	審査経過	出願書註	図面・包袋	外国出願	外国期限	

- ・審査請求期限がセットされています。

2. 分割出願

韓国特許において分割出願可能な時期は以下のとおりです。
2009年7月1日改正法より適用されています。

拒絶理由通知がない場合、特許決定の謄本送達前
最初拒絶理由に対する意見書提出の期間内
最後拒絶理由に対する意見書提出の期間内
拒絶査定を受けた場合で
・再審査請求をする場合
・審判請求の請求可能期間内（明細書の補正不可）
再審査後に再度、拒絶査定を受けた場合の審判請求の請求可能期間内（明細書の補正不可）

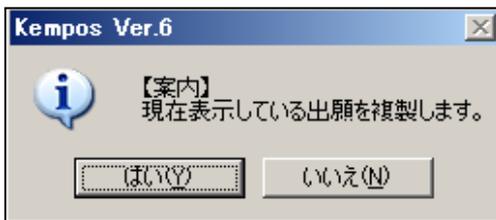
KEMPOS における分割出願は、分割出願という出願種別は持ちません。
出願種別は「KR 特許/登」となります。
分割出願には、親となる出願が存在しますので、それを「関連出願」で入力します。
入力する際の「関連区分」は「原願(分割)」となります。
ここで入力した出願日(最先の場合)は、出願台帳の原出願日に転記されます。
また、この分割出願の原出願も分割出願で更にその原出願がある場合は、一番最初の出願を「遡及出願」として入力しておきます。
この出願の「原出願日」は、一番最初の出願の出願日となります。

分割出願の入力は、予め関連出願に原出願を入力し、原出願日を確定させた状態で行います。
入力は「出願」グループから「分割出願」を選択して行います。
出願経過には「分割出願」として記録されます。
この分割出願も通常の出願と同様に、審査請求期限・年金期限等の設定はありません。

分割出願の親となる出願。

上記は、分割出願の元となる台帳です。これをコピーして、分割出願の台帳を作成します。

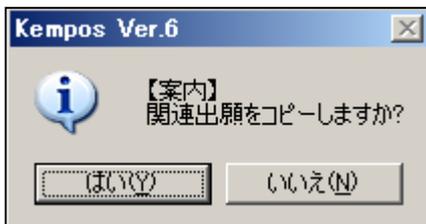
上記で「Copy」ボタンを押します。



・「はい」を選択します。



・「いいえ」を選択します。



・「はい」を選択します。



・「いいえ」を選択します。



・元の出願をコピーした後、整理番号を「F2010-KR-DIV」としたものです。

「F2010-KR-DIV」(分割出願)の関連出願に、親出願(F2010-KR)を入力します。

出願関連：フォーム

関連出願 外国台帳一括作成

関連出願 整理番号	外国出願	CN	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
F2010-CN		850	4	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	外国出願	EP	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
F2010-EP		849	3	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	外国出願	US	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
F2010-US		848	2	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	優先(条約)	JP	特	出願日 2006/01/10	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
P1000		520	1	出願No. 2006-001122	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	5 原願(分割)	KR	特	出願日 2006/06/06	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
F2010-KR		851	5	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	

関連種別指定

関連区分の指定

関連区分

関連出願へ追加される情報

追加先整理番号	整理番号	法分類	国	出願番号	出願日
F2010-KR	F2010-KR-DIV	特許	KR		

▶ F2010-KR F2010-KR-DIV KR

- ・親出願 (F2010-KR) にも同時に分割出願への連結情報を追加登録します。
- ・ここで、入力した内容は、出願台帳を保存することで、同時に書き込まれます。
出願台帳の書き込みをキャンセルした場合には、ここで入力した内容も破棄されます。

- ・分割出願の親台帳 (F2010-KR) には分割出願 (F2010-KR-DIV) は「分割出願」として連結されます。

出願関連：フォーム

関連出願 外国台帳一括作成

関連出願	分割	KR	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	F2010-KR-DIV	852	5	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願	外国出願	CN	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	F2010-CN	850	4	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願	外国出願	EP	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	F2010-EP	849	3	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願	外国出願	US	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	F2010-US	848	2	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願	優先(条約)	JP	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	P1000	520	1	出願日 2006/01/10	登録日	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
				出願No. 2006-001122	登録No.			

- ・分割出願の出願台帳画面です。関連出願で入力した原出願日が反映されています。

出願台帳：フォーム

出願台帳 部分一致 整理番号 f2010-kr-div 自願 内内 特

出願台帳(横) 出願

整理番号	F2010-KR-DIV	<R特許/登	管理者	担当弁理士	
852	KR	特	内外	事務担当者	年金期限
顧客Ref	A01	代表出願人	共願人等 1	発明者 0	Your name
顧客名	アルプス電気株式会社		分担率%	0	識別番号
部署		顧客担当			存続期限
優先権	2006/01/10	出願日	公開日	公告日	登録日
原出願	2006/06/06	出願No.	公開No.	公告No.	登録No.

- ・関連出願に原出願を入力した後の出願台帳の画面です。
原出願日が設定されています。

(4) 審査経過 / 中間手続

1. 出願公開

韓国特許出願は優先日(出願日)から18ヶ月経過後に公開されます。
KEMPOSでの入力は、「出願公開」の手続きを選択し入力します。

自願	内内	特	手続追加
審査			
国際公開 出願公開 出願番号通知 設定納付(納付年数入力あり) 登録(存続期限・次回年金期限の計算あり) 登録査定(設定納付期限の計算あり)			

通常に公開日・公開番号を入力します。

経過手続 出願公開

公開日 2007年7月20日

受領日 2012年1月24日

・ 出願公開入力後の画面です。

整理番号 F2010-KR

公開日 2007年7月20日

顧客名 アルプス電気株式会社

出願日 2006年6月6日

優先権 2006/01/10

・ 公開日、公開番号がセットされています。

2. 審査請求

韓国特許の審査請求期間は出願日から5年です。

期間内に審査請求を行なわなかった場合、その出願は取り下げたものと見なされます。

審査請求と同時に自発補正を行なうことができます。

韓国特許出願においては、自発補正できるのは、この審査請求時と後の実体審査開始通知から3ヶ月以内の2回だけです。

自願	内内	特	手続追加
特許			
期間延長 再審査請求(TW特許/KR特許/IN特許) 審査請求 追完提出 特許庁へのその他の提出書類 分割手続 変更手続 翻訳文の提出 優先権証明書の提出			

出願手続：フォーム		経過手続 審査請求		転記
New Edit Delete IDS提出				
<input type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正	請求書	提出書
請求日	2007年10月10日	経表示	<input checked="" type="checkbox"/>	DNTrn
応答元指令				添付DN
送付日		クレーム減縮	<input type="checkbox"/>	
受領日	2012年1月24日	2536		任意期限
		印刷済	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

出願台帳：フォーム		出願台帳		完全一致	整理番号	f2010-kr	Report	Preview	Print	自願	内内	特	手続追加
出願台帳(横)		Revival	Copy	Edit	All Entry	New	Write	Delete	特許				
整理番号	F2010-KR	<R特許/登>	管理者		担当弁理士								
851	KR	特	内外	担当者	事務担当者					年金期限	2014/12/20		
顧客Ref	A01	代表出願人	出願人等	1	発明者	0	Your Ref						
顧客名	アルプス電気株式会社		分担率%	0	識別番号					存続期限	2026/06/06		
部 署		顧客担当											
優先権	2006/01/10	出願日	2006年6月6日	公開日	2007年7月20日	公告日				登録日	2011年12月20日		
原出願		出願No.		公開No.		公告No.				登録No.	33334444		
請求項		請求期限	2011年6月6日		期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量	任意期限		
納付年	3月0	審査請求	2007年10月10日		要約・関連	審査経過	出願書誌	図面・包袋	外国出願	外国期限			

- ・ 審査請求入力の出願台帳画面です。審査請求日がセットされています。

3 . 最初の拒絶理由通知(Office Action)

これまで韓国の特許審査実務では、拒絶理由通知の意見書提出期間は指定期間の2ヶ月間に加えて1ヶ月単位で無制限に延長が可能でしたが、2008年7月1日以降に通知される拒絶理由通知の意見書提出期限は、指定期間の満了日から4ヶ月まで、すなわち最大で起案日から6ヶ月間(1ヶ月単位で4回まで)に制限されました。

なお、併せて審査官が、代理人に対して面接の要請をする制度が導入されました。

KEMPOSにおいては、最初の拒絶理由通知及び最後の拒絶理由とも、Office Actionで入力します。Office Action (以後OAと省略)の応答期限は韓国の場合、その発送日から2ヶ月で、最大4ヶ月の延長ができます。

KEMPOSでの最初のOAの入力は、手続きから「オフィスアクション」を選択します。韓国の場合、出願種別(KR 特許/登)にて、応答期間として2ヶ月の指定を行なっていますので、入力した日から2ヶ月後の日付が、「DueDate」という名前で設定されます。

また最大4ヶ月延長できますので、最終期限には、6ヶ月後の日付が設定されます。

同時に「指令発送」日に、OAの発送日が転記されます。

これは、期間延長の際の起算日として使用されます。

これらの手続きは2回目以降のOAに対しても同様です。

OAに対する事務所側の対応としては、おおよそ以下のようになります。

- ・クライアントへの通知
- ・対応案(日本語)の作成とクライアントへの送付
- ・クライアントからの回答
- ・対応案(英語)の作成とクライアントへの送付
- ・クライアントからの回答
- ・外国代理人への対応案(英文)の送付
- ・外国代理人からの受理通知
- ・外国代理人からの完了報告

これに対する、KEMPOSの入力は以下のとおりです。

- ・特許庁からの指令・通知で「オフィスアクション」を選択します。

自願	内内	特	手続追加
特許			
オフィスアクション			
拒絶査定			
特許庁からの通知 (応答不要)			

- ・オフィスアクションの入力画面です。

- ・各種期限の自動及び手動での設定。
標準的に設けている管理項目は以下のとおりです。

Due Date : 庁への応答期限です。
 最終期限 : 最大延長可能な期限です。
 回答期限 : 顧客からの回答希望日です。
 原稿作成 : 顧客への案作成予定日です。
 原稿送付 : 顧客への案送付期限です。
 通知期限 : 顧客への通知期限です。(O A が来たことをまず通知する期限です)
 指示期限 : 外国代理人への指示期限です。

- ・任意期限を選択して、ユーザーサイドで独自に設定した工程を管理することもできます。
任意期限のここでの説明は省略します。
以降の説明は、標準的に設けている管理項目を使用して工程管理を行う方法を説明します。

- ・ O A 入力後の出願台帳の画面です。各種期限が設定されています。

出願台帳 : フォーム

出願台帳

完全一致 | 整理番号 | f2010-kr | Report | Preview | Print | 自願 | 内内 | 特 | 特許 | 手続追加

Revival | Copy | Edit | All Entry | New | Write | Delete

整理番号 F2010-KR | <R特許/登 | 管理者 | 担当弁理士 | 851 | KR | 特 | 内外 | 担当者 | 事務担当者 | 年金期限

顧客Ref A01 | 代表出願人 | 共願人等 1 | 発明者 0 | Your Ref | Due Date 2008/05/03

顧客名 アルプス電気株式会社 | 分担率% 0 | 識別番号 | 存続期限

部署 | 顧客担当

優先権 2006/01/10 | 出願日 2006年6月6日 | 公開日 2007年7月20日 | 公告日 | 登録日

原出願 | 出願No | 公開No | 公告No | 登録No

請求項 | 請求期限 2011年6月6日 | 期限案内 | 年金更新 | 受任・他 | 発明者 | 権利者 | 数量 | 任意期限

納付年 0月0日 | 審査請求 2007年10月10日 | 要約・関連 | 審査経過 | 出願書誌 | 図面・包袋 | 外国出願 | 外国期限

印刷済 | 限定表示

名称 English | プリンタのノズル調整装置

IPC | Key Word | 備考

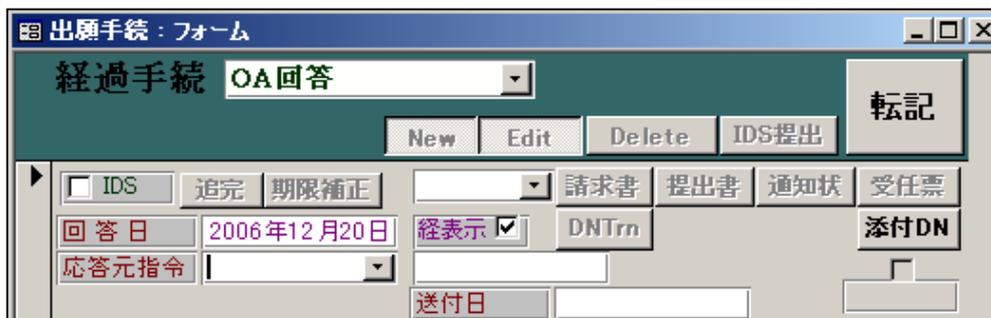
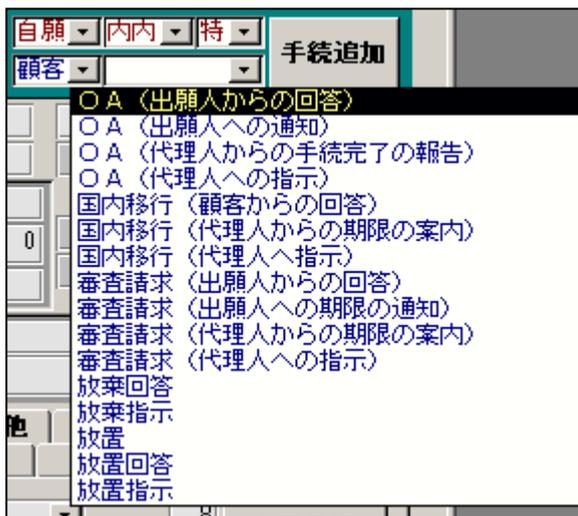
指令名称	O.Action	手続名	O.Action	4	出願経過
指令発送	2008/03/03	手続日	2008/03/03		手続
期限名称	Due Date	指令日	2008/03/03		受任台帳
応答期限	2008/05/03	手続期限	2008/05/03		IPDL
最終期限	2008/09/03	最終日	2008/03/03		
通知期限		起案日			
顧客通知		発送番号			
原稿作成					
作成日					
原稿送付					
送付日					
回答期限					
顧客回答					
指示期限					
外代指示					

AppGroup 212 | aprRecID 2537 | RecIDLast 2537

レコード: 1 / 1

- ・ O A に対する応答期限が設定されています。

OAに関して、出願人から回答があった場合の入力です。
「OA（出願人からの回答）」を選択します。



回答期限	2006/12/23
顧客回答	2006/12/20
指示期限	2007/01/13
外代指示	

入力したOA回答は、出願台帳上の「顧客回答」に転記されます。

4. 最後の拒絶理由通知

入力に関しては、最初の拒絶理由と同じです。

5. 期間延長

韓国特許出願においては、最初の期限は起算日から2ヶ月ですが、最大4ヶ月、起算日からだと6ヶ月延期できます。

KEMPOSでは、手続きとして一般的には「期間延長」の手続きを入力することで行います。期限の名称は「DueDate」から「DueDateEX1」となります。期限一覧にはこの名称で表示されます。

期間延長の手続定義は以下のようになっています。

- ・ 応答期限名を「@EX1」とした場合、その時点の期限名に「EX1」を付加します。

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限		回答期限		通知期限		原稿期限		現地代理人 指示 期限		
						国内	外国	国内	外国	国内	外国	国内	外国	作成	送付		外国	回答起
	韓国	KR特許/審	拒絶査定	審判請求	手続日	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	韓国	KR特許/審	期間延長	@EX1	応答期附	-1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	韓国	KR特許/審	登録査定(設定納付)期限の計算	設定納付	手続日	-3	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	韓国	KR特許/審	オフィスアクション	Due Date	手続日	-2	-2	-4	-4	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日

- ・ 期間延長は、「応答期限から1ヶ月」で設定されています。

6 . 拒絶査定

拒絶査定の場合、30日以内に再審査請求又は審判請求可能です。
但し、在外者の場合一回に限り2ヶ月延長可能となっています。

再審査請求後にも、再度拒絶査定がなされる場合もあります。
その場合も、同じ手順で入力します。
その場合、再審査請求はできませんが、そのチェックは行なっていません。

KEMPOSでの拒絶査定の入力は、「拒絶査定」の入力で行います。
期限の名称は「審判請求」となります。

出願手続：フォーム

経過手続 拒絶査定

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

送達日 2009年10月1日 経表示 DNTm 添付DN

任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月25日 印刷済

経過 引例 包装

管理/技術

事務/翻訳

補助担当

審判請求 2009年10月31日

最終期限

回答期限

発送番号

- ・ 発送日より30日で期限が計算されます。
- ・ 期間延長については、拒絶理由通知と同様に行います。

7. 再審査請求

- ・再審査請求制度とは、拒絶査定謄本送達日から30日以内に（在外者は、2ヶ月の期間延長可能）明細書又は図面を補正して再審査を請求した場合、原審査官に補正された出願を再度審査させる制度（韓国特許法第67条の2）です。

2009年7月1日以後の特許出願に対して適用されます。

従来は、拒絶査定された出願に対し、拒絶査定不服審判の請求後30日以内に補正書を提出して審査前置段階に進むことになっていました。

改正法では、審査前置制度を廃止し、再審査請求制度を導入しました。これによって、拒絶査定を受けた出願人は、拒絶査定不服審判を請求しなくても、再審査請求を通じて審査官に再度審査を受けることができるようになりました。

- ・最初に拒絶査定を受けた場合のみに可能です。再審査請求後、再度、拒絶査定を受けた場合にはできません。再審査請求は1回に限ってできるももです。
- ・拒絶査定に対し、特許拒絶査定不服審判を請求した後は、再審査請求することはできません。
- ・補正については、再審査請求と同時に、明細書又は図面を補正しなければなりません。
- ・再審査請求されると、従前の拒絶査定は取り消されたものとみなされます。拒絶査定をした審査官が、補正書が提出された通常の審査と同一に再審査を行いません。
- ・再審査した後、再度、拒絶査定された場合、拒絶査定謄本送達日から30日以内に（在外者は、2ヶ月の期間延長可能）拒絶査定不服審判請求が可能です。但し、明細書又は図面の補正はできなくて、審判請求期間に分割出願のみ可能となります。
- ・KEMPOSでは「再審査請求」を選択して入力します。

- ・再審査請求を入力することで、審判請求期限は解除されます。

8 . 不服審判請求

- ・拒絶査定謄本送達日から30日以内に（在外者は、2ヶ月の期間延長可能）審判請求を行なうことができます。

2009年7月1日以後の特許出願に対しては、再審査請求を行なうこともできます。

それより前出願のものは、審判請求を行なうこととなります。

旧制度では、審査前置の制度があります。

8 - 1 . 審判請求。

KEMPOSでは、不服審判請求は、審判請求で入力します。

出願手続：フォーム

経過手続 審判請求

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

請求日 2009年9月3日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令 拒絶査定 2009年10月1日 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月25日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術

事務/翻訳

補助担当

審判番号

発送番号

- ・審判請求日及び審判番号を入力します。
- ・応答元指令には「拒絶査定」をセットします。



- ・審判請求を入力することで、拒絶査定で設定された期限は解除されます。

9 . 特許査定

韓国特許の特許査定についての注意事項は以下のとおりです。

- ・日本では、2007年4月1日以降の特許出願の場合、特許査定後30日以内に分割出願をすることができますが、韓国では、如何なる場合であっても特許査定後には分割出願をすることはできません。
- ・出願人は、審査請求後、出願日から6ヶ月以内に特許査定の保留を申請することができます。これは、国内優先権主張出願を行う前に、原出願の特許査定がなされる不都合を解消するために設けられているものです。この場合、審査官は、当該出願について特許査定の通知を出願日から12ヶ月まで保留することができます。ただし、分割出願、変更出願、優先審査の決定、又は特許査定の通知がなされた後は保留の申請はできません。
- ・特許査定後に、3ヶ月以内に、1 - 3年分の特許料を納付することで設定登録されます。納付しないと出願は無効になります。この場合も割増料を支払うことで、6ヶ月間納付できます。

この作業は、KEMPOSでの入力は「登録査定」を選択して行います。

- ・「設定納付」期限が設定されています。(登録査定から3ヶ月)

- ・「登録査定」入力後の出願台帳画面です。「設定納付」期限が設定されています。

出願台帳 フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 2010-kr Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 F2010-KR <R特許/登 管理者 担当弁理士 851 KR 特 内外 担当者 事務担当者 年金期限

顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref 設定納付 2011/08/05

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号 存続期限

部署 顧客担当

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 2011年6月6日 期限内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量 任意期限

納付年 0月 0日 審査請求 2007年10月10日 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願 外国期限

名称 English 印刷済 限定表示

プリンタのノズル調整装置

IPC

Key Word 備考

指令名称	手続名	登録査定	9	出願経過
指令発送	手続日	2011/05/05		手続
期限名称	指令日	2011/05/05		受任台帳
応答期限	手続期限	2011/08/05		IPDL
最終期限	最終日	2011/05/05		
通知期限	起案日			
顧客通知	発送番号			
原稿作成				
作成日				

- ・設定納付期限がセットされています。

10 . 料金納付

- ・登録後、一部の請求項が要らない場合、最初の3年分の特許料納付時に請求項の一部を放棄して登録することが可能です。
- ・4年次以降の納付時に一部の請求項を放棄し、残りの請求項のみを登録することも可能です。

料金の納付は「設定納付」の手続きで行います。

出願手続: フォーム

経過手続 設定納付

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

納付日 2011年8月1日 経表示 DNTm 添付DN

応答元指令 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月25日 印刷済

納付年数 1 ~ 3

経過 引例 包袋

管理/技術 事務/翻訳 補助担当

発送番号

- ・納付年には「1 - 3」が初期設定されます。

Kempos Ver.6

i 【案内】 応答期限が設定されていますが、[設定納付] 2011/08/05 を解除しますか？

はい(Y) いいえ(N)

- ・納付の入力を行なうことで、設定納付期限は解除されます。

11. 登録

登録の入力を行なうことで、存続期限・年金期限を設定します。

出願手続：フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2011年12月20日 経表示 DNTTrn 添付DN

応答元指令 送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月25日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術

事務/翻訳

補助担当

登録番号 33334444

発送番号

・転記ボタンを押すと以下のメッセージが表示されます。



- ・登録入力後の出願台帳画面です。

出願台帳：フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f2010-kr Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 F2010-KR KR特許/登 管理者 担当弁理士 851 KR 特 内外 担当者 事務担当者 年金期限 2014/12/20

顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref 存続期限 2026/06/06

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号

部署 顧客担当

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日 2011年12月20日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No 33334444

請求項 請求期限 2011年6月6日 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願 外国期限

納付年 3月0 審査請求 2007年10月10日 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量 任意期限

名称 English 印刷済 限定表示 年金回数 年金起算 2011年12月20日 手続期限

プリンタのノズル調整装置 年金期限 2014年12月20日 出願経過

納付日

更新回数

- ・年金起算日に登録日がセットされます。
- ・存続期限に出願日より20年の日付けがセットされます。
- ・年金期限に登録日より3年後の日付けがセットされます。

12. 無効審判受け

- ・現在（2007年7月1日以降）は異議申立制度がなくなり、無効審判に一本化されました。
- ・無効審判の請求は登録公報後3ヶ月までは誰でもできます。
その場合の請求の理由は、新規性違反，進歩性違反などの公益的理由に限られます。
特許侵害警告状を受けた利害関係人はそれ以降でも、無効審判の請求が可能です。

KEMPOSでの入力は無効審判番号通知から始まります。

- ・無効審判番号の通知をもって無効審判の受けとします。
以降のプロセスについては省略します。